

## 理 科 部 会 会 則

第 1 条 本部会は山梨県高等学校教育研究会理科部会と称する。

第 2 条 本部会の事務局を原則として部会長の在勤校におく。

第 3 条 本部会は本県高等学校の教職員等をもって組織する。

第 4 条 本部会は次の役員をおき、部会員の中から選出する。

部会長 1 名

副部会長 若干名

幹 事 物理、化学、生物、地学、  
実習助手・講師の各分科  
会よりそれぞれ若干名

理 事 各校 1 名（ただし幹事  
ある学校については幹事  
をもって理事とする。）

庶務会計 若干名

会計監査 若干名

部会長、副部会長、幹事、理事、庶  
務会計は、部会の企画運営に当たる。

役員の任期は一年とし、再任を妨げ  
ない。

第 5 条 部会総会は毎年 1 回開き部会長がこれを招集する。但し部会長が必要と認める場合には、臨時総会を招集することができる。

第 6 条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 事業計画の承認、事業報告
2. 部会細則の決定及び変更
3. その他の必要と認める事項

第 7 条 部会の経費は本部会の経費をもってこれにあてる。

第 8 条 この細則は昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

（改正）平成 9 年 4 月 1 日

### 確認事項

#### 1. 高文連共催について

平成 4 年 6 月高文連より生徒の自然科学研究発表会共催の依頼があり、7 月の理事会・幹事会において、承認する。但し、実際の指導や発表会の内容等については、これまで通り理科部会が行うことが確認された。

#### 2. 関東理科教育研究会について

関東理科教育研究会の発足については、平成 4 年 10 月の理事会・幹事会において承認、平成 4 年 11 月の関東理科研究発表大会において決定された。

#### 3. 理科部会費改訂について

平成 17 年 4 月の理事会・幹事会において、会費を 500 円値下げし、1,000 円とし、平成 17 年度から実施することが承認された。

平成 25 年 4 月の理事会・幹事会において、会費を再度 500 円値下げして 500 円とし、平成 25 年度から実施することが承認された。